

第4章 フランス¹

第1節 LGBTの就労をめぐる状況

1. 同性カップルに関する法制度

フランスでは、1999年秋に成立した法律、「市民連帯協定に関する1999年11月15日の法」(Loi n° 99-944 du 15 novembre 1999 relative au pacte civil de solidarité)によって、共同生活を営む非婚姻成人カップルに対して、税控除や遺産相続、年金・保険給付、(外国人の場合)パートナーの滞在許可など、結婚している夫婦に付与される権利の一部を認めるパックス(Pacs : Pacte civil de solidarité : 連帯市民契約)制度が制定された。このパックスは契約であるため、法的に様々な契約を締結できる者に限られているが(制限行為能力者等は一定の条件の下で可能)、同性カップルでも利用可能である。ただし、直系血族又は三親等内の傍系血族の間でのパックス締結は禁止されている。パックスを締結しているカップルは、同一世帯としてみなされ、例えば、所得税の申告は連名で行うことになり、また、お互いに扶養義務なども生じる²。

さらに、2012年5月に、同性愛者の結婚及び養子縁組の合法化を公約に掲げるオランダ大統領が当選し、同年11月、全ての人々に結婚と養子縁組(養子を取ることを認める法案が閣議決定された。国民の間で賛否が分かれる中、2013年春に国会での審議が終了し、同性同士の結婚が可能となる法律「同性カップルに結婚を認める2013年5月17日の法」(Loi n° 2013-404 du 17 mai 2013 ouvrant le mariage aux couples de personnes de même sexe)が成立した。

2. LGBTに関する統計数値

LGBTに関する統計数値として、世論調査会社・IFOPが同性愛者向けの雑誌として知られる『Têtu』の依頼で実施した調査がある³。この調査は2011年3月に行われた調査で、18歳以上のフランス人、7,841人(男性48%、女性52%)を対象に行われ、514人が同性愛者であると回答した結果に基づく分析である。分析結果によると、3%がバイセクシュアル、3.5%が同性愛者と回答した。この結果に基づき、フランスの人口に対する割合として推計すると、148万人がバイセクシュアル、172万人が同性愛者、両者合わせると320万人が同性愛を指向する人口であると推計できるとしている。

¹ 本稿を作成するにあたり、藤本玲氏(元パリ・デカルト大学(パリ第5大学)博士課程)の協力を得た。なお、特に断りのない限り、本稿におけるウェブサイト最終閲覧は2016年1月6日である。

² パックスの詳細に関しては、以下のフランス政府ウェブサイト(Pacte civil de solidarité (Pacs))参照：
<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N144>

³ IFOPのウェブサイト参照：
http://ifop.fr/media/poll/1546-1-study_file.pdf

3. 同性愛者の賃金に関する研究

フランス国立研究センター（CNRS : Centre national de la recherche scientifique）の研究機関の一つである政策経済研究所（Centre d'Etude des Politiques Economiques）の調査『Moins égaux que les autres ? Orientation sexuelle et discrimination salariale en France』は性的指向と賃金差別に関する分析をしている。この報告書によると、他の条件を一定にすると、男性の同性愛者の賃金は、異性愛者と比べると、民間部門で 6.5%、公共部門で 5.5%低い。特に、熟練労働者や高齢労働者に関して、（異性愛者より）賃金が低いのが顕著となっている。特に（上級）管理職や知的上級職では、賃金差は大きい（10.5%）。この研究では、職能が上がるにつれ、重要かつ企業内外で目立つ地位への昇進とそれに伴う昇給が難しくなっているとし、職能が同性愛者に対する差別から身を守るものとはなっていないと結論付けている。なお、地域別にみた場合、パリ首都圏では、他の地方圏と比べると、賃金の差は小さい。また性別でみた場合、女性では、同性愛者と異性愛者の間では、賃金の差は見られない。

4. フランスにおける同性愛カップル数

INSEE（国立統計経済研究所）の推計によると、2011年時点で、同性同士のカップル（en couple）は 19.8 万人であった⁴。そのうち、16%は同居していない。また、同性同士のカップルのうち 58.6%が男性である。同性同士のカップルのうち、43%がパックスを締結しており、その比率は 35 歳以上では 55%に上る。

INSEE の報告書によると、同性同士の結婚を認める法律が施行された 2013 年 5 月以降、2014 年 12 月までの間に、同性カップルの婚姻は 2013 年におよそ 7,500 組、2014 年に 1 万組の合計 17,500 組と推定されている⁵。同性カップルの婚姻数は、2013 年 5 月の同法施行後、翌 6 月以降急増し同年 9 月にピークを迎えた。これまでの婚姻、すなわち異性カップルの婚姻は 9 月に減少する傾向が見られたが、これとは異なる動きであった。ただ、2014 年の同性カップルの婚姻数は異性カップルと同様の動きがみられ、秋には減少した。2013 年に婚姻した同性カップルの 59%が男性で、翌 2014 年の場合、54%が男性であった。2013 年に結婚した男性カップルの年齢は平均 50 歳であったのに対して、女性の場合は 43 歳であった。2014 年では、それぞれ 46 歳、41 歳になり、結婚年齢が低下した。また、2013 年に結婚した同性カップルの年齢差は男性で 8.0 歳であったのに対して、女性では 5.4 歳だった。ただ、この年齢差は、2014 年にはそれぞれ 7.4 歳、5.1 歳と縮小した。また、同性カップルの結婚の 23%（異性カップルの結婚の 9%のみ）は、人口 20 万人以上の市で行われ、そのうち 14%はパリであった。逆に、同性カップルの結婚の 23%（同 26%）が人口 2 千人未満の町村で行われた。

⁴ INSEE が 2011 年に 36 万人を対象に実施した家族及び住居に関する調査 Enquête Famille et logements 2011 で、「あなたは、現在、カップルですか Êtes-vous actuellement en couple ?」との質問に、「はい」と回答した人数から推計。（「Le couple dans tous ses états », *Insee Première*, no. 1449, INSEE, février 2013）

⁵ « Bilan démographique 2014 », *Insee Première*, no. 1532, INSEE, janvier 2015

第2節 企業における取り組み状況

1. 企業事例（積極的受け入れ事例）

フランスでは、個人経営の商店やレストランなどには、Gay Friendly を掲げているものがある。例えば、レストラン予約サイトの「lafourchette.com」では、400 軒以上のレストランが Gay Friendly としている⁶。

大企業のうち、例えば Accor ホテルでは多様性憲章（Charte de la diversité）を採択しており、その中では、従業員の採用や扱いなどで、性別、年齢、身体的特徴、宗教、性的指向を含む様々な差別を禁じている。また、取引先にもその姿勢をみせる旨、明記されている。同社のインターネットサイトには、パリで行われるゲイパレードの概要をホームページに掲載している⁷。このことから、同社は同性愛者の受け入れに積極的であることがわかる。

2. 企業事例（差別を訴えられた事例）

差別禁止・平等推進高等機関（HALDE）に訴えられた事例として、銀行業クレディ・アグリコール・シャラント・マリティーム・ドゥ・セーヴル（Crédit Agricole Charente-Maritime Deux-Sèvres）がある⁸。クレディ・アグリコールは、地域毎に、それぞれ異なる組織で運営されていた。これに対して、2008 年、同社の社員が、パックスを締結した場合でも、結婚した場合と同じ特別休暇や給付金の扱いを受けることを求めて、HALDE に訴えたのである。HALDE は、クレディ・アグリコールの労使協約が差別的であると認め、家族のイベントの扱いを、パックス締結者に広げるように勧告した。

第3節 行政・NPO による支援

1. 政府の性的マイノリティ（LGBT）差別対策

フランスでは、様々な差別を禁止しており、差別を行った者には、最高で3年の拘禁刑または45,000ユーロの罰金が科せられる恐れがある（刑法典 Code pénal の225-2条）。差別を受けた者は、独立行政機関（Autorité administrative indépendante）である権利擁護機関（Défenseur des droits）に仲裁を申し立てたり、差別をした個人・企業の処分を求めることができる⁹。この権利擁護機関は、2004年に設立された差別禁止・平等推進高等機関（HALDE : Haute autorité de lutte contre les discriminations et pour l'égalité）と他の組

⁶ レストラン予約サイトの lafourchette.com を参照：

http://www.lafourchette.com/recherche/paris/415144?cc=16770-aa2&gclid=CJLuy7TluskCFesBwwodRpsMQQ&filters%5BTAG%5D%5Brestaurant_tag%7C3%7C10%5D=on

⁷ アコーホテルのウェブサイト参照：

<http://www.guide-accorhotels.com/fr/paris/evenement/marche-des-fiertés-lesbiennes-gaies-bi-et-trans-ex-gaypride-e-944ahdg668>

⁸ Fédération LGBT ウェブサイト（PACS : le Crédit Agricole doit se mettre en conformité avec ses engagements）参照：

<http://federation-lgbt.org/pacs-le-credit-agricole-doit-se-mettre-en-conformite-avec-ses-engagements>

⁹ Le Défenseur des droits ウェブサイト（Lutte contre les discriminations）参照：

<http://www.defenseurdesdroits.fr/fr/competences/missions-objectifs/lutte-contre-les-discriminations>

織が、2011年に統合されてできた組織である。HALDEの設立の根拠法となる「差別と平等のための最高機関を創設するための2004年12月30日の法」(Loi n° 2004-1486 du 30 décembre 2004 portant création de la haute autorité de lutte contre les discriminations et pour l'égalité)では、様々な差別のうちの一つとして性的指向を理由とした差別も明記された(同法の20条から24条)¹⁰。

フランスでも性的マイノリティは *lesbiennes, gays, trans et bisexuels* の頭文字をとって LGBT と呼ばれる。性的マイノリティを対象とする政府の対応としてまず挙げられるのが、法務省 (Ministère de la Justice) であるが、同省は stop-discrimination.gouv.fr というインターネットサイトを開設し、様々な差別同様、性的指向を理由とした差別が刑罰の対象となっていることを国民に周知させ、差別を撲滅する努力を行っている。そのサイトでは、差別の定義や様々な差別、罰則などを解説し、差別を受けた場合の相談先などを示している。法律 (刑法典 225-1 条) で規定されている差別として、年齢や人種などに加えて、性的指向 (*orientation sexuelle*) などが挙げられている。その上で、特に就職や住居 (不動産の売買や賃貸の契約時)、教育、様々なサービスの提供時に、様々な理由による差別が禁止されていることを強調している。その上で、このサイトでは、差別を受けた者が、大審裁判所 (*tribunal de grande instance*) の被害者支援事務所 (*bureaux d'aide aux victimes*) や無料匿名電話相談などを利用できるとして、その連絡先等が明記されている。

そのほかの政府の動きとして、2012年秋、「性的指向などを理由にした暴力や差別に対処するためのプログラム (Programme d'actions gouvernemental contre les violences et les discriminations commises à raison de l'orientation sexuelle ou de l'identité de genre)」を策定した¹¹。その中では、雇用関連として、公務員平等憲章 (*charte de l'égalité dans la fonction publique*) で、性的指向などを理由とした差別の禁止を再確認する方針を明らかにした。

2013年6月には、法務省が、検事や弁護士、警察官、憲兵隊員などを対象とする勉強会を開催した¹²。これには、トビラ法相も参加した。これは、同性同士の結婚や同性カップルに養子をとることを認める法律が成立し、同性愛者に対する注目が高まっている中、同性愛嫌悪者への対応やその犯罪行為の予防方法を周知させるためであった。

¹⁰ フランス政府ウェブサイト (Légifrance, le service public de l'accès au droit) 参照 : <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT00000423967&dateTexte=&categorieLien=id>

¹¹ フランス政府ウェブサイト (Ministère des Familles, de l'Enfance et des Droits des femmes) 参照 : <http://femmes.gouv.fr/programme-dactions-gouvernemental-contre-les-violences-et-les-discriminations-commises-a-raison-de-lorientation-sexuelle/>

¹² La FÉDÉRATION LGBT ウェブサイト (Ministère de la Justice) 参照 : <http://www.justice.gouv.fr/la-garde-des-sceaux-10016/violences-et-discriminations-lies-a-lorientation-sexuelle-25586.html>

2. 性的マイノリティ（LGBT）関連のアソシアシオン

フランスには、性的マイノリティ（LGBT）を支援したり、情報共有を目的とするアソシアシオン（association：非営利団体）が数多く存在している。例えば、パリ首都圏のLGBTのアソシアシオン間の交流を目的としたCentre LGBT Paris-ÎdF（これも、アソシアシオン）には、様々なジャンルのおよそ80のアソシアシオンが加盟している¹³。その大半は、スポーツ（テニスやバスケット、ゴルフなど）や音楽（オーケストラやコーラスなど）などの趣味ごとの団体や、国・地域を限定した団体（同郷者同士の交流や国際交流）である。すなわち、同好会的な意味合いが強く、同時に（恋人との）出会いの場を兼ねている場合も少なくない。ただ、これらの様々なアソシアシオンは、LGBTやその支援者との交流の場であると同時に、権利拡大・地位向上を目指す運動の拠点となっていることも多い（ゲイパレードに参加することも多い）。

LGBTに関係する様々なアソシアシオンの中には、LGBTに対する差別や攻撃に対抗することを目的とした団体もある。その代表的なものは「SOS homophobie」（homophobieとは同性愛嫌悪のこと）で、1994年に設立され、差別や暴力の撲滅を目指すと共に、LGBTの権利拡大・地位向上運動にも加わってきた。また、職場での同性愛者への差別をなくすことを目的としたアソシアシオンとして「Homoboulot」（boulotは、仕事・職場の意味）がある。これらのアソシアシオンでは、LGBTからの様々な相談に乗り、対応策を指示するだけでなく、差別を行う者・組織に警告を発する場合もある。

職域毎にも、LGBTに関係する様々なアソシアシオンもある。例えば、「L.E.F.H Liberté Égalité Fraternité Homosexuelle」は、公務員のアソシアシオンで2000年10月に設立され、様々な省庁や公的機関の職員が加入している¹⁴。「ARE ! les lesbiennes, gays, bi et trans gays du groupe SNCF」は、フランス国鉄SNCF及びその関連会社に所属するLGBT（及びその支援者）のアソシアシオンで、2000年に設立された。そのほかにも、電力会社EDFやその子会社などに所属するLGBTのアソシアシオン「ENERGAY」、医療関係者「Association de médecine gay friendly」などがある。

3. 労働組合のLGBTや同性婚に対する見解や姿勢

労働組合のCGT（労働総同盟）は、LGBTの職場での平等な権利を獲得するための冊子『Guide d'action syndicale, Gagner l'égalité des droits des LGBT dans le monde du travail』¹⁵を作成・配布し、LGBTに対する差別を撲滅する運動に参加している。

¹³ Centre LGBT Paris-ÎdF ウェブサイト参照：
<http://centrelgbtparis.org/associations-membres>

¹⁴ L.E.F.H Liberté Égalité Fraternité Homosexuelle ホームページ参照：
<http://lefh.e-monsite.com/>

¹⁵ CGT ウェブサイト参照：
<http://www.cgt.fr/IMG/pdf/LGBT-CGT-guide-NB.pdf>

同性愛者の結婚を認める法案に対しては、労働組合の姿勢は分かれた¹⁶。国民議会での法案審議開始を2日後に控えた2013年1月28日、CGT、フランス民主労働総同盟(CFDT)、独立組合全国連合(Unsa)、統一組合連盟(FSU)、ソリデール(Solidaires)の五つの労働組合は、同法案に賛成する行進に参加した。それに対して、フランス労働総同盟「労働者の力」(FO)と管理職総同盟(CFE-CGC)は、労働組合としての態度を明確に示さなかった。FOのジャン＝クロード・マイイ委員長は、「個人的には、この全ての国民の結婚を認めることに賛成であるが、このような社会的なテーマについて立場を明確にするのは、労働組合の役割ではない」としていた。フランスキリスト教労働同盟(CFTC)は、宗教的な理由から、同性愛者の結婚には反対で、パックス制度の改善を求めている。

[参考資料]

CGT, *Guide d' action syndicale, Gagner l' égalité des droits des LGBT dans le monde du travail*, Janvier 2013

(<http://www.cgt.fr/IMG/pdf/LGBT-CGT-guide-NB.pdf>)

Thierry Laurent et Ferhat Mihoubi, *Moins égaux que les autres ? Orientation sexuelle et discrimination salariale en France*, Centre d'Étude des politiques économiques (EPEE) , FR CNRS n°3126 Travail, emploi et politiques publiques (Tepp) , Université Évry Val d'Essonne & UniverSud Paris. Décembre 2009, en cliquant sur le lien ci-dessous.

(http://www.parisschoolofeconomics.eu/IMG/pdf/Papier_TL-FM_version_finale_.pdf)

¹⁶ 2013年1月26日付 The Express 誌 (Le mariage gay divise les syndicats) 参照 : http://www.lexpress.fr/actualite/societe/le-mariage-gay-divise-les-syndicats_1213733.html